

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）（第二条関係）	4
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第三条関係）	6
○ 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）（第四条関係）	11

改正案		現行	
附則	<p>（自治行政局の所掌事務の特例）</p> <p>第三条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	附則	<p>（自治行政局の所掌事務の特例）</p> <p>第三条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
期限	(削る)	期限	(削る)
事務	(削る)	事務	(削る)
令和六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九	令和六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九
			<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

	<p>号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和七年三月三十一日</p>	<p>振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>		<p>半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和九年三月三十一日</p>	<p>特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和十三年三月三十一日</p>	<p>過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の持続的発</p>
--	--	-------------------	---	--	---	-------------------	---	--------------------	---

	<p>号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和七年三月三十一日</p>	<p>振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>		<p>半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和九年三月三十一日</p>	<p>特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和十三年三月三十一日</p>	<p>過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。)</p>
--	--	-------------------	---	--	---	-------------------	---	--------------------	---

<p>令和十五年三月三十一日</p>	
<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	<p>の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>令和七年三月三十一日</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二</p>	<p>令和六年三月三十一日</p> <p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和七年三月三十一日</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二</p>	<p>令和六年三月三十一日</p> <p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>	<p>令和五年三月三十一日</p> <p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>（削る）</p>
<p>期限</p>	<p>事務</p>	<p>期限</p>	<p>事務</p>
<p>附則</p> <p>（農村振興局の所掌事務の特例） 第五条 農村振興局は、第九条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則</p> <p>（農村振興局の所掌事務の特例） 第五条 農村振興局は、第九条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	

	令和九年三月三十一日	令和十三年三月三十一日	令和十五年三月三十一日
<p>条第一項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
	令和九年三月三十一日	令和十三年三月三十一日	(新設)
<p>条第一項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	(新設)

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		附則		<p>（国土政策局の所掌事務の特例） 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をい				
現行		附則		<p>（国土政策局の所掌事務の特例） 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
令和五年三月三十一日	(削る)	(削る)	(削る)	
奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をい	<p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>		

<p>令和七年三月三十一日</p>	<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実</p>		<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に関すること。</p> <p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>令和七年三月三十一日</p>	<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実</p>		<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>令和六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に関すること。</p> <p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

	令和九年三月三十一日	令和十三年三月三十一日	令和十五年三月三十一日
<p>施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に</p>
	令和九年三月三十一日	令和十三年三月三十一日	(新設)
<p>施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>(新設)</p>

関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

		<p>(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例)</p> <p>第六条 国土政策局離島振興課は、令和十五年三月三十一日まで置かれるものとする。</p> <p>2 国土政策局特別地域振興官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。</p>	<p>(国土政策局総務課の所掌事務についての読替え)</p> <p>第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(削る)</p> <p>令和七年三月三十一日までの間</p>	<p>(削る)</p> <p>、豪雪地帯対策分科会、山村振興対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会</p>	<p>令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間</p>	<p>、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会</p>	<p>令和九年四月一日から令和十五年三月三十一日</p>	<p>、豪雪地帯対策分科会及び離島振興</p>
--	--	---	---	-----------------------------------	--	---------------------------------	--	------------------------------	-------------------------

関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

		<p>(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例)</p> <p>第六条 国土政策局離島振興課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。</p> <p>2 国土政策局特別地域振興官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。</p>	<p>(国土政策局総務課の所掌事務についての読替え)</p> <p>第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>令和五年三月三十一日までの間</p>	<p>(新設)</p> <p>、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会</p>	<p>令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間</p>	<p>、豪雪地帯対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会</p>	<p>令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間</p>	<p>、豪雪地帯対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会</p>
--	--	--	---	-----------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--------------------------------

日までの間

対策分科会

(国土政策局離島振興課の所掌事務の特例)

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十七条に規定する事務のほか、令和十五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 離島振興計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

(国土政策局離島振興課の所掌事務の特例)

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十七条に規定する事務のほか、令和五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 離島振興計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

改正案

現

行

附則

附則

（分科会の特例）

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」とする。

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」とする。

期限	(削る)
分科会	(削る)
法律の規定	(削る)
課	(削る)

期限	令和五年三月三十一日
分科会	離島振興対策分科会
法律の規定	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条
課	国土交通省 国土政策局 離島振興課

令和七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七條第一項及び第二十二條	国土交通省 国土政策局 地方振興課
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二條第一項、第三條第一項及び第五條	国土交通省 国土政策局 地方振興課
令和十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二條第一項、第三條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一條	国土交通省 国土政策局 離島振興課

2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課の協力を得て処理するものとする。

3 離島振興対策分科会については、令和五年三月三十一日までの間、第一項の表令和十五年三月三十一日の項中「第二十一條」と

令和七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七條第一項及び第二十二條	国土交通省 国土政策局 地方振興課
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二條第一項、第三條第一項及び第五條	国土交通省 国土政策局 地方振興課
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課の協力を得て処理するものとする。

(新設)

あるのは、「第二十一条並びに離島振興法の一部を改正する法律
(令和四年法律第 号) 附則第二条第一項の規定によりその
規定の例によることとされた同法による改正後の離島振興法第三
条第三項」とする。